



国勢調査 Q&A

Q3 調査員はどんな人？

調査票を配布・回収する国勢調査員は、市町村長の推薦に基づいて総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。調査員は、身分がわかる顔写真付きの国勢調査員証を必ず携帯して世帯を訪問します。

〈調査員証〉

第 号

国勢調査員証

(写真) 氏名

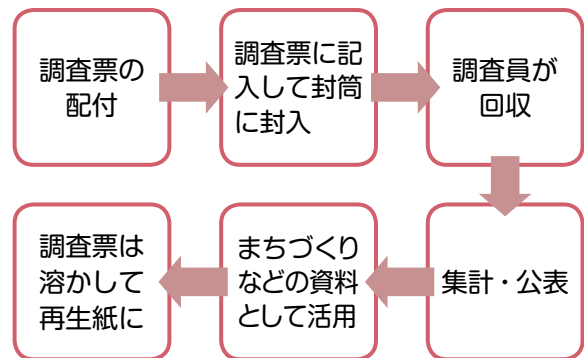
この者は、国勢調査の調査員であることを証明する。

任命期間 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日 総務省統計局長 印

Q1 調査の方法・対象は？

9月下旬から国勢調査員が国内の全世帯を訪問して調査票を配布し、10月1日現在の状況を調査票に記入していただきます。そして、10月上旬に国勢調査員が再び各世帯を訪問して、調査票を回収します。10月1日午前0時時点で国内に居住しているすべての人が調査の対象になります。(外国人も含まれます)



Q4 個人情報は大丈夫？

調査をする人が、調査の結果を他人に漏らしたり、統計をつくる目的以外に調査票を使ったりすることは、法律で固く禁じられています。

また、今回調査から専用封筒に調査票を封入した状態で提出していただくことになったため、調査員に記入内容を見られるという心配もありません。

なお、調査票は外部の人の目にふれないよう厳重に保管され、集計後はすべて溶かして再生紙として生まれ変わります。



Q2 どんなことを調査するの？

男女の別、出生の年月、国籍、就業状態、通勤、通学地など世帯員一人ひとりについて調べるほか、世帯の種類、世帯員の数、住居の種類など世帯について調べます。調査項目は全部で20項目あります。

